

平成23年度 長野市地域包括支援センター運営協議会 報告書

日 時	平成23年7月6日(水) 午後1時30分 ~ 2時50分
会 場	長野市役所第一庁舎8階 第二委員会室
出席者	委員15人(欠席委員2名) 事務局14人
次 第	<p>司会：副会長・介護保険課矢島課長補佐</p> <p>1 開 会 介護保険課 矢島課長補佐</p> <p>2 委員委嘱</p> <p>3 保健福祉部長あいさつ</p> <p>4 委員紹介</p> <p>5 会長及び副会長の選任</p> <p>6 協議事項 進行：副会長</p> <p>(1) 地域包括支援センターの平成22年度の事業報告・収支決算及び平成23年度の事業計画・収支予算並びに事業内容の評価について 南部地域包括支援センター 今井所長 説明(別添「資料1-1」参照) 北部地域包括支援センター 古田所長 説明(別添「資料1-2」参照) 介護保険課 矢島課長補佐 説明(別添「資料1-3~1-5参照」)</p> <p>(2) 介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所への委託について 中部地域包括支援センター 戸谷係長 説明(別添「資料2」参照)</p> <p>(3) 平成22年度はつらつアップ高齢者の状況について 介護保険課 富岡係長 説明(別添「資料3」参照)</p> <p>(4) その他</p> <p>3 閉 会 介護保険課 矢島課長補佐</p>
質 疑 応 答 要 旨	
委 員	<p>委員の改選があったため、委嘱書を交付。</p> <p>新委員の互選による会長・副会長の選任については、事務局に一任との声があったため、会長を小山委員、副会長を鈴木委員とする事務局案を諮ったところ、出席委員全員の了承を得た。</p> <p>会長が欠席であるため、議事の進行は要綱に基づき鈴木副会長が行った。</p> <p>協議事項(1) 地域包括支援センターの平成22年度の事業報告・収支決算及び平成23年度の事業計画・収支予算並びに事業内容の評価について</p> <p><資料1-1「22年度事業報告」について></p> <p>初めてなので単純にお聞きしたいのだが、どんなときに地域包括支援センター(以下「包括」)を利用するのか、どこに連絡すればよいのかということは高齢者に周知されているのか。</p>

事務局	パンフレットや市広報でお知らせしている。市広報では毎年特集ページにより周知しているほか、包括や在宅介護支援センターが行っている各業務についても、毎月市広報に掲載しお知らせしている。
委員	資料6ページの注意書きに「住民票住所を基準にしているため・・・」とあるが、これはどういうことか。
事務局	住民票の住所を基準に認定者を集計しているが、包括の実際の業務では、利用者が実際に住んでいる住所を管轄するセンターが受け持っているので一致しないということ。
委員	そういう場合は住民票を移さないといけないのではないか。
事務局	本来はそうするべきだが、体調が悪いなどの理由で一時的に子どもさんの家で暮らしている場合など、住民票を移すかどうか判断が難しいこともある。
委員	認定申請の受付はどこでやっているのか。
事務局	介護保険課と支所で受付している。
委員	住民票を置いているところの支所でないと受付してくれないのではないか。
事務局	市民であれば、住所に関係なくどの支所でもできる。
委員	6ページ(2)の表のサービス利用者数には、ケアプランを自己作成して予防給付を受けている人も含まれるのか。
事務局	自己作成分も含まれている。
委員	要支援のケアプラン作成は包括から外部へ委託することができるが、包括で作成する割合はどのくらいか。
事務局	直営包括だけの数字だが、22年度15,389件のうち、包括で作成が9,727件、委託が5,662件となっており、63%包括で作成している。
委員	委託包括ではさらに数字が下がると思うが、本来包括ですべて作成すべきなのではないか。現在の状況をどのように考えているのか。
事務局	認定結果が要介護と要支援を行ったりきたりしている人の場合、ケアマネジャーが変わることを防ぐため居宅介護支援事業所へ委託に出している。在宅介護支援センターが相談

	を受けていたケースや、中山間地域で特別地域加算がつく場合、利用者が市外に居住している場合なども委託に出している。
委員	一定の割合で委託するというのではなく、理由があって委託しているということか。
事務局	そうです。
委員	包括でのケアプランの作成はかなり大変で、現状の職員数では委託に出さざるを得ない。今以上に職員を増やすとなると経営が困難になるので、市からの補助をもっと増やしていただかないと対応できない、との声がある。
事務局	ケアプランの作成に追われて、包括の本来業務である総合相談等に手が回らない状況は承知しているが、委託包括への補助(委託料)を増やすのは、財政状況から見ても難しい。 (事務局案どおり承認)
	<資料1-2「23年度事業計画の概要」について>
委員	5ページに認知症サポーター・キャラバンメイトについて書かれているが、今年は研修会等開催されるのか。
事務局	キャラバンメイトのステップアップ研修を11月8日に開催する予定でいる。
委員	キャラバンメイト全員が対象か。
事務局	そうです。 (事務局案どおり承認)
	<資料1-3「22年度収支決算・23年度収支予算」について>
	(質問なし) (事務局案どおり承認)
	<資料1-4「公正・中立性について」について>
委員	昨年この協議会で、公正・中立性についての基準50%について、あまりうるさく言わないということにしようという意見で一致したと記憶しているが、今回例年と同じように50%で資料が作成されているのはどういうことか。

事務局	確かに昨年50%について協議いただいたが、具体的に何%に変更するという結論にはならなかったため、今回も同じ数字を使っている。
委員	協議会の意見を行政が無視して同じような資料を作るというのはいかがなものか。
事務局	今回50%という数字を変更することができなかったため、例年と同じ形式の資料をお出ししたが、次回までに他の表現方法がないか検討する。
委員	委員も変わったことだし、昨年の協議結果が市としてまずいということであれば、再度協議事項としてあげてほしい。
事務局	次の1-5資料(センターの自己評価)も含めて次回までに検討する。 (事務局案どおり承認)
	<資料1-5「地域包括支援センター自己評価」について>
	(質問なし)
委員	量が多いので今すぐ質問・意見というわけにはいかないが、読んでいただいて何かあったら次回以降でもよいのでお願いしたい。 (事務局案どおり承認)
	協議事項(2) 介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所への委託について
	(質問なし) (事務局案どおり承認)
	協議事項(3) はつらつアップ高齢者の状況について
委員	要支援制度ができる前は、「介護してほしい」という理由で認定申請する人が多かったと思うが、要支援制度が始まって以降その傾向に変化はあったのか。
事務局	はつらつアップ高齢者について説明させていただいたが、はつらつアップ高齢者は認定申請する前の段階の方なので、ご質問の件について状況を把握していない。 (事務局案どおり承認)
事務局	次回の協議会についてお願いしたい。今回は、第5期介護保険事業計画に係り地域包括

	<p>支援センターの今後の方針、所管区域や目標数の設定について、また、新しいセンターの設置・選定方法について御意見いただきたいと思う。開催時期は9月を予定しているのでよろしく願いしたい。</p>
--	---